

京都市告示第37号

京都市横大路運動公園条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市横大路運動公園の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市体育協会	京都市	1 条例第3条の規定による使用の許可に関する事。
	右京区	2 条例第5条第1項の規定により使用者が特別な設備を設置しようとするときの許可に関する事。
	西京極	3 京都市横大路運動公園の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。
	徳大寺 団子田 町64 番地	4 前各号に掲げるもののほか、京都市横大路運動公園の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)